調查票4-1 市区町村別集計項目(推進体制等)

熊本県		
市区町村数	45	

都道府 时	:	市			争	庁	諮									
		EZ.				内	問	男女共同	司参画に関する条例				:画に関する計画 日現在で有効なもの))		
IE ±+	- [区		所	務	連絡	機		有		無	有				無
宗 刊 コ コ ー ー ド ド		町 村 名	担当課(室)名	属	所	会議の有無	関の有無	条例名称	公布日	施行日	現在の状況	計画名	計画	期間	女性 活選 推進 法との 関係	現在 の 状況
	1				$\overline{/}$	37	41	20			/	35				
43 100	0 熊		市民局 市民生活部 男女共同参画課	1	1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	平成20年12月24日	平成21年4月1日		熊本市男女共同参画基本計画	平成21年4月	~ 平成31年3月	1	
43 202	2 ハ	(代市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	平成17年8月1日	平成17年8月1日		八代市男女共同参画計画	平成21年4月	~ 平成31年3月	0	
43 203	3 人		自治振興課 男女共同参 画推進室	1	1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	平成22年6月25日	平成22年6月25日		人吉市男女共同参画推進計画(第3次基本計画)	平成30年4月	~ 平成35年3月	1	
43 204	4 荒		総務部 総務課 男女共 同参画推進室	1	1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推 進条例	平成15年12月22日	平成16年4月1日		第3次荒尾市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 平成34年3月31日	1	
43 205	5 水	k俣市	総務課	1	2	1	1	水俣市男女共同参画まちづくり条例	平成17年9月22日	平成17年11月1日		第3次水俣市男女共同参画計画	平成27年4月1日	~ 平成32年3月31日	0	
43 206	6 玉	E名市	人権啓発課	1	2	1	1	玉名市男女共同参画条例	平成17年12月27日	平成17年12月27日		第3次玉名市男女共同参画計画	平成30年4月1日	~ 平成35年3月31日	1	
43 208	8 止		総務部 人権啓発課 男 女共同参画推進室	1	1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	平成18年9月25日	平成18年10月1日		第2次山鹿市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 平成34年3月31日	1	
43 210			男女共同参画推進課	1	1	1		菊池市男女共同参画推進条例		平成17年3月22日		菊池市男女共同参画計画	平成27年4月	~ 平成34年3月	0	
43 211			まちづくり推進課	1	2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	平成16年3月17日	平成16年7月1日		第2次宇土市男女共同参画推進計画	平成23年4月1日	~ 平成31年3月31日	0	
	_		市民課	1	2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例		平成20年10月1日						1
43 213	3 宇	F城市	人権啓発課	1	1	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	平成19年9月27日	平成19年10月1日		第3次宇城市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 平成34年3月31日	1	
43 214	4 ß	可蘇市	市民部 人権啓発課	1	2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	平成19年3月27日	平成19年4月1日		阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画 (第2次行動計画)	平成27年4月1日	~ 平成32年3月31日	1	
43 215	5 天		地域振興部 男女共同参 画課	1	1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条 例	平成18年12月26日	平成19年1月1日		第3次天草市男女共同参画計画	平成29年4月1日	~ 平成35年3月31日	1	
43 216		合志市	総務課(総務・男女共同 参画班) 女性・子ども支 援課	1	2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	平成19年9月25日	平成19年11月1日		第3次合志市男女共同参画推進行動計 画	平成29年4月1日	~ 平成34年3月31日	1	
43 348	_		総務課	1	2	1	1				1					1
43 364	_		総務課	1	2	0	1				0					1
43 367	_		総務課	1	2	1	1				_	第二次南関町男女共同参画計画	平成27年9月	~ 平成31年8月	0	
43 368			総務課	1	2	1	1					第3次長洲町男女共同参画計画	平成28年3月	~ 平成33年3月	1	
43 369	9 札		総務課	1	2	0	1				0	第二次和水町男女共同参画計画	平成29年5月	~ 平成34年3月	1	
43 403		(洋町	人権推進課 男女共同参画推進係	1	1	1		大津町男女共同参画推進条例	平成27年3月20日	平成27年4月1日		第3次大津町男女共同参画推進プラン	平成28年4月1日	~ 平成33年3月31日	1	
43 404	_		総務課	1	2	1		菊陽町男女共同参画推進条例	平成28年3月22日	平成28年4月1日	1				<u> </u>	1
	_		福祉課	1	2	0		南小国町男女共同参画推進条例		平成25年12月18日	1			T-46-4-5	<u> </u>	1
43 424			住民課	1	2	1		小国町男女共同参画社会推進条例	平成26年12月5日	平成27年1月1日	_	小国町男女共同参画社会づくり計画	平成30年4月1日	~ 平成35年3月31日	1	
43 425 43 428			住民課	1	2	1	0	宣杰町田五廿日名両世准久 周	亚世20年6月15日	亚世20年7月1日	2				 	0
43 428	_		住民福祉課 西原村教育委員会	2	2	1	0	高森町男女共同参画推進条例	平成22年6月15日	平成22年7月1日	0		平成23年4月1日	~ 平成33年3月31日	0	├
			総務課	1	2	1	1				_	南阿蘇村第二次男女共同参画計画		~ 平成33年3月31日 ~ 平成32年3月31日		$\vdash \vdash \vdash$
43 441			福祉課	1	1	1	1					御船町男女共同参画基本計画		~ 平成31年3月31日	0	$\vdash \vdash \vdash$
43 442			企画情報課	1	2	1	1					第2次嘉島町男女共同参画計画		~ 平成33年3月31日		$\vdash \vdash \vdash$
43 443			総務課 男女共同参画係	1	1	1	1				0	<u> </u>	1 120EO T 1711 H	. ,,,, , -,,,,,,	Ė	1
43 444			社会教育課	2	2	1	1				0	第2次甲佐町男女共同参画計画	平成28年4月1日	~ 平成33年3月31日	0	
43 447			福祉課	1	2	0	1				_	山都町男女共同参画計画	平成28年4月	~ 平成33年3月	0	
43 468			町民環境課	1	2	1	1					氷川町男女共同参画計画	平成28年4月	~ 平成33年3月	0	

都道		市			事	内	諮問	男女共	同参画に関する条例				画に関する計画 日現在で有効なもの)		
府		区		所	務	連絡	機		 有		無	有	3012 1 1333 6 6 4 7		無
県	村	町	担当課(室)名			会	関				現		3	女性	
⊐ 	\Box	村		属	所	譲の有	の 有	条例名称	公布日	施行日	在の状	計画名	計画期間	活躍 推進 もとの	現在 の 状況
ド	۴	名			掌		無				況			関係	D())
43	482	芦北町	総務課	1	2	0	1				0	第2次芦北町男女共同参画計画	平成26年4月 ~ 平成31年3月	0	
43	484	津奈木町	総務課	1	2	1	1				0	第2次津奈木町男女共同参画プラン	平成27年4月1日 ~ 平成32年3月31日	0	
43	501	錦町	総務課	1	2	1	1				0				1
43	505	多良木町	町民福祉課	1	2	1	1				0	第2次 多良木町男女共同参画計画	平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日	0	
43	506	湯前町	保健福祉課	1	2	0	1				0	湯前町男女共同参画計画	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日	1	
43	507	水上村	保健福祉課	1	2	0	0				0	水上村男女共同参画社会づくり計画〜誰 もがのびのび輝ける社会づくり〜	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日	1	
43	510	相良村	総務課	1	2	1	1				2				1
43	511	五木村	総務課	1	2	0	0				0	五木村男女共同参画社会づくり計画	平成29年4月1日 ~ 平成34年3月31日	1	
43	512	山江村	健康福祉課	1	2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	平成23年3月18日	平成24年4月1日		山江村第2期男女共同参画基本計画	平成28年4月1日 ~ 平成33年3月31日	0	
43	513	球磨村	総務課	1	2	1	1				0	球磨村男女共同参画計画	平成25年4月 ~ 平成31年3月	0	
43	514	あさぎり町	総務課	1	2	1	1				3	あさぎり町男女共同参画推進基本計画	平成29年3月 ~ 平成34年3月	1	
43	531	苓北町	総務課	1	2	1	1				3	第2期苓北町男女共同参画計画	平成28年4月 ~ 平成31年3月	1	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 庁内連絡会議

1 有 0 無

2 教育委員会 事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 平成30年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 平成30年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

調査票4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市			<u> </u>	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平)	成30年4月1日現在	Eで開設済の施設)							٦
道府県	区	区								施	設		管理•	運営:	 主体	
府	町					月	f在地等			形	態	施言	设管理	事	業運営	ţ
県	村	町												-		
□	7	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直	指定管理者	直営	指定管理者	c D
ド	ド	B		交刊 , 应 刊,	却仅田勺	μ//	电阳曲力	I ANE 3	1, 2, ,	独	合	営	理	也常	理作	ь́
1		名											者			_
			2							0	2	1	1 () 1	1 ()
43		熊本川	熊本市男女共同参画センターは あもにい	はあもにい	860-0862	熊本市中央区黒髪3丁目3番10号	096-345-2550	096-345-0373	http://www.hamony- mimoza.org/		0		0		0	
		八代市														
43	203	人吉市														
43	204	荒尾市														
		水俣市														
43		玉名市														
		山鹿市														
		菊池市													$oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{eta}}}$	
		宇土市													$oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{eta}}}$	
		上天草市														
		宇城市													$oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{eta}}}$	
43	214	阿蘇市													$\perp \perp$	╝
			天草市男女共同参画センター	ぽぽらす	863-0033	天草市東町13-1	0969-23-8200	0969-23-3055	http://hp.amakusa- web.jp/a0792/MyHp/Pu b/Default.aspx		0	0		0		
		合志市														
43	348	美里町														
43		玉東町														
43	367	南関町														
43	368	長洲町														
43		和水町													$\perp \perp$	╝
43		大津町													$\bot \bot$	_
		菊陽町													$\bot \bot$	_
43		南小国町													$\bot \bot$	╝
43		小国町													$\perp \perp$	_
		産山村													$\bot \bot$	_
43	428	高森町													$\bot \bot$	_
43		西原村													$\perp \perp$	╝
43		南阿蘇村													$\perp \perp$	╝
		御船町													$\perp \perp$	╝
		嘉島町													$\perp \perp$	
43		益城町													$\perp \perp$	
43	444	甲佐町														

都	市	市			<u> </u>	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平原	成30年4月1日現在	で開設済の施設)								\neg
道府県	区	区								施	設		管理•	運営:	主体	
府	町					所	f在地等			形	態	施討	设管理	. 事	業運	営
県 -		町											指力		指	z
□	П	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
ド	ド	名											者	3	者	16
		山都町														
		氷川町														
		芦北町														
43	484	津奈木町														
43	501	錦町														
43	505	多良木町														
		湯前町														
		水上村														
		相良村														
		五木村														
		山江村														
		球磨村														
43	514	あさぎり町														
		苓北町														

調査票4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

熊本県

都市	市	男女共同:	参画・女性の	ため	の総	会的な	施設	ը (平月	龙 30) 年	4 F	1	В	現ィ	生で開設済の施設)
道区	_	22 2 7 7 7 7 7		職員数						-			<u>·</u> 主		な	事業
府町	区			אאפרא	~ () ()					1			_			7 ^
県村	町					子 笛 姑	広		相	信	苦	交	企	国	調	
	-,	名 称	設立年月日	常勤	非 常	予算額 (千円)	報	講座	談	・戦	情	流	と業の・	際	査	その他
	村			勤	勤		広報啓発	座	相談事業	・提供 :報収集	苦 情 処理	交流促進	連 N 携 P	国際交流	調査研究	(0)他
	Ħ						発		耒	未	埋	進	0	流	光	
ドド	名															
		2					2	2	1	2	1	1	1	0	1	
43 100	熊本巾	熊本市男女共同参画センターは あもにい	平成2年4月7日	28	14	196,003	0	0		0		0	0		0	
43 202	八代市															
43 203	人吉市															
43 204	荒尾市															
43 205 43 206	玉名市															
43 208	山鹿市															
43 210																
43 210	岩心巾 空土市															
	上天草市															
43 213	<u> </u>															
43 214	阿蘇市															
43 215		天草市男女共同参画センター	平成23年10月3日	3	1	1,769	0	0	0	0	0					
43 216	合志市															
43 348	美里町															
43 364	玉東町															
	南関町															
	長洲町															
	和水町															
	大津町															
43 404	菊陽町															
	南小国町															
	小国町															
	産山村															
	高森町															
	西原村															
	南阿蘇村															
43 441	御船町															
	嘉島町															
43 443											\sqcup					
	甲佐町										\sqcup					
43 447	山都町															

都	市	市	男女共同:	参画・女性の	ため	の糸	総合的な	施設	로 (平点	戊 30	年	4 5	月 1	日	現る	生で開	設法	斉 の :	施設)	\neg
道	区	区			職員数	女(人)								主		な	事	業			
府	町	₾																			
県	村	町	77 - 74	=1.4 + 0.0		∃⊧	予算額	広		相	.情	苦	交	企と業	玉	調					
⊐	\neg		名 称	設立年月日	常 勤	非 常 勤	予算額 (千円)	報	講座	談事	· 提報	情	流	の・	際	査			そ	の他	
	Τ	村			刬	勤		広報啓発	座	相談事業	· 提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究			_		
ド	ド	名						76		*		_	Ų	U	7716	"					
	468	氷川町																			
		芦北町																			
43	484	津奈木町																			
43	501	錦町																			
43	505	多良木町																			
43	506	湯前町																			
		水上村																			
43	510	相良村																			
43	511	五木村																			
43	512	山江村										-					•		•	•	
		球磨村																			
43	514	あさぎり町																			
43	531	苓北町																			

調査票4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都「	市	市		男女共同参画に関する宣言						首 -	Ę , É	治	会 長	等	の状	況				\neg
道	포		宣	22	宣	市	うち		副	うち			うち		副	うち		自	うち	
		区	_		_		女	女		女	女			女	m_	≠	女	2/2	≠	女
1	町		言		言	区	性	性	市	性	性	村	女 性	性	町	女 性	性	治	性	女 性 比
県	村	町	年	宣言名称	o		性副	比	区	副	比	,,	町	比	村	副	比	会	自	比
:	- I			E B 10 10	0,	長	市区長	率		市	率	長	村	率	11	町	率		女性自治会長数	率
	ıl	村	月		形	X	巨	(%)	長	区長	(%)	X	村 長	(%)	長	巨	(%)	長	云	(%)
l.'.		-	_		6.1-	Net-	数	() 0 /	Net-	数	(/ 6 /	Net-	数	(70)	ster.	村 長 数	(/ 0 /	Net-	数	(70)
۲	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		
\mathcal{N}	4			11		14	0	0.0	15	0	0.0	31	0	0.0	20	1	5.0	4,572	129	2.8
43 1	00 j	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		918	63	6.9
43 2	02	八代市	平成21年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		330	4	1.2
43 2	03 .	人吉市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		91	2	2.2
																		把握し		
43 2	04	荒尾市	平成17年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		ていな	-	-
																		い		
			平成17年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		26	0	0.0
		玉名市				1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		258	2	0.8
		山鹿市				1	0	0.0	1	0	0.0	0			0	0		258	4	1.6
			平成22年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言	1	1	0		1		0.0	0			0	0		211	2	0.9
		宇土市				1	0	0.0	1		0.0	0	-		0	0		157	8	5.1
			平成21年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1		0.0	0			0	0		176	5	2.8
			平成19年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言	4	1	0		1		0.0	0	-		0	0		176	1	0.6
		阿蘇市				1	0		1		0.0	0			0	0		117	0	0.0
43 2	15	天草市	平成19年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		364	1	0.3
43 2	16 1	合志市	平成20年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言 	1	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0	0		84	11	13.1
43 3	48	美里町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	86	0	0.0
43 3	64	玉東町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		15	0	0.0
43 3	67 ī	南関町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	77	2	2.6
		長洲町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
		和水町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		66	0	0.0
			平成23年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言	1	0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	68	2	2.9
			平成24年1月28日	菊陽町男女共同参画宣言都市	1	0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	63	5	7.9
		南小国町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
		小国町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
		産山村				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
		高森町				0	0		0			1	0	0.0	1	1	100.0	33	0	0.0
		西原村				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	51	4	7.8
		南阿蘇村				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
		御船町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	85	3	3.5
		嘉島町				0	0		0			1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43 4	43	益城町	平成21年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言	2	0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、目	自 治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち			うち		自	うち	
	町	区	言		言	区	女 性	女 性	市	女 性	女 性	村	女	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性
	村コ	町	年	宣 言 名 称	Ø	_	副市	比率	区	副市	比率		性 町 村	比率	村	副町	比率	会	自治会長	比率
1		村	月		形	長	区 長	(%)	長	長	(%)	長	長数	(%)	長	村長	(%)	長	会長	(%)
ド	ド	名	日		態	数	数		数	数		数			数	数		数	数	
43	444	甲佐町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	
43	447	山都町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	137	0	0.0
43	468	氷川町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
43	482	芦北町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	84	2	2.4
		津奈木町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		22	0	0.0
		錦町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
		多良木町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
		湯前町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
		水上村				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
		相良村				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		18		0.0
		五木村				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		27	5	
43	512	山江村				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		16		12.5
		球磨村				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	21		0.0
		あさぎり町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
43	531	苓北町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定

- 4 その他

調査時点コード 1 平成30年4月1日 2 平成30年5月1日 3 その他

都市道区府町	市区	B	標設定の対象	くである	審議会等	の目標	及び現	状値	目標設定の対象である審議会等の範囲				:の3)に 5登用状					の5)に基づ 登用状況	中田	掲) T村防災会 員のみ)	義	(再掲) 市町村 (会長を	防災会調 合む)	· 美			登田 西 P	査時点コード		
県村コード	时村名	目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)		審議会等数	うち 女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員	うち 等数 対性委員 (9	L E	性委	女性比率(%)	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	目定象る会目び 標ので審等標現値 設対あ議の及状	その他	地方第202 条の3)に 基会で 会るで 会る は 状況	その他	地方第180 条の5)に 基づく等登 会でるという が状況	その他
177		17		928	730	13,293	3,163	3 23.8		986	819	14,570	3,103	21.3	233	125	1,469	203 13	3.8 1,3	391 96	6.9	1,629	108	6.6			1000			
//	小計	+		+=	$\overline{}$			1		968		13.830	2.884	\vdash	232	124	1.465	201 13			1		$\overline{}$	$\overline{}$						
43 100	熊本市	40	平成31年3月	191	109	1,890	457	7 24.2	法律、条例、規則(規程)、要綱設置に基づき設置しているもの	97	82		322	_	6	3	87		_	63 7	11.1	64	7	10.9	1		3	平成30年3月31日	1	
43 202	八代市	40	平成31年3月	66	58	957	296	30.9	地方自治法第180条の5及び202条の3、その他要綱要領等に基づく まの	31	29	480	139	29.0	6	3	53	5 9	9.4	49 7	14.3	50	7	14.0	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 203	人吉市	30	平成35年3月	39	35	538	112	2 20.8	すべての審議会等	37	33	509	102	20.0	5	3	37	5 13	3.5	36 3	8.3	37	3	8.1	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 204	荒尾市	35	平成33年3月	71	57	932	220	23.6	法律により設置されている委員会等、条例規則により設置されてい る委員会等、要綱等に設置されている委員会等	26	21	287	59	20.6	6	4	36	7 19	9.4	29 2	6.9	29	2	6.9	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 205	水俣市	35	平成32年2月	30	25	321	78		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	24	23	270	62	20.0	5	2	41			41 3	7.3		_	7.1	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 206	玉名市	35	平成35年3月	57	46	935	213	3 22.8	基づく番譲会等	48	39	757	167	22.1	6	5	55	12 2	1.8	34 (0.0	35	0	0.0	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
	山鹿市	35			41	738		2 26.0	1法律又は政令により設置されている審議会等、2法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)、3条例、規則等により 設置されている製話会、会議等	25	23			25.6	6	3	31	6 19		39 2	5.1	40	2	5.0	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 210	菊池市	35	平成34年3月	48	43	874	211	1 24.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域を除く) 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	48	43	874	211	24.1	6	5	38	10 26	5.3	30 4	13.3	31	4	12.9	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 211	宇土市	40	平成31年3月	36	30	490	149	30.4		36	30	490	149	30.4	6	4	41	5 12	2.2	29 2	6.9	30	2	6.7	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 212	上天草市	_		-					法律又は政令により設置されている審議会等 要綱等により設置され	23	19	298		20.8	5	4	36	6 16		44 3	6.8	-		6.7	1		3	平成30年3月31日	1	
	宇城市	30	平成34年3月			789			ている懇談会、会議	27	25	372	91		5	3	31	4 12		0 0)	35		5.7	1		3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 214	阿蘇市	30	平成32年3月	36	30	547	98	17.9	第202条の3に基づく委員会の合計 地方自治法第202条の3(5人以下の審議会等を除く)及び第180条の	36	30	547	98	17.9	5	2	32	4 12	2.5	31 1	3.2	32	1	3.1	1		3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 215	天草市	35	平成35年3月	42	37	785	201	1 25.6	5に基づく審議会等天草市付属機関の設置及び運営に関する指針 第5男女委員の構成40%以上とあるが5人以下の委員等はそれから 除かれているため	41	36	649	152	23.4	5	4	28	7 25	5.0	44 3	6.8	45	3	6.7	1		1		1	
43 216	合志市	40	平成32年3月	47	45	783	243	3 31.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180 条の5)に基づく委員会等、その他市要綱等に基づく委員会、協議 会、懇話会等すべて	26	26	463	150		5	3	28	6 21		33 5	15.2	34	5	14.7	1		3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 348 43 364										11	10	159 101		9.4	5 5	3	24 24	3 12 4 16		36 1 12 1	2.8 8.3		1	2.7	1		1		1	
	南関町								ルナウンナゲ000なののにせる/空港人がしての事でにせる/手具	19	18			24.9	5	3	27	5 18		21 2	9.5			9.1	1		3	平成30年4月1日	i	
43 368	長洲町	40	平成33年3月	41	37	474	171	36.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等とその要項に基づく委員 会、協議会、懇話会	23	22	225	78	34.7	5	3	32	5 15	5.6	22 4	18.2	23		17.4	1		1		1	
43 369		_							条例、規則、要項等により設置されている審議会、委員会、協議会な	8	7	110	13	11.8	5	2	35		,,,	31 3	9.7	32		9.4	1		3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
	大津町	30	平成33年3月	36	29	562	125	5 22.2	という。人は、女子中により改造した。この田成立、女兄立、問題立ち	24	19	399		21.6	5	2	41		,	49 3	6.1	50		6.0			1	T-1	1	T-*
43 423			<u> </u>							14 21	13 15	196 218	42	20.9 19.3	5 5	3	21 23	4 19 5 2	1.7	43 2	4.7		2	6.0 4.5	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日
43 424										8	8	114	19		5	3	22	5 22 4 14	2.7	56 2	3.6	57 33		3.5	1 2		1 2		1 2	
43 428	高森町									5	5	85	10	11.8	5	2	28	2	7.1	JE	0.1	28		3.6	1		1		1	
43 432 43 433	西原村 南阿蘇村	-	1	1-			1	-		11 10	5 9	97 250		18.6 16.8	5 5	2	27 33	5 18 5 15		12 C	0.0	13 78	7	9.0	1		3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	3	平成30年3月3日
43 441	御船町	20	平成33年3月	22	15	416	-	100	地士白海は第202条の2に甘べ/南洋本第	8	8	139	28	20.1	5	1	32	1 3	3.1	43 4	9.3	44		9.1	1	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 443	益城町	30	平成33年3月	22	15	416	58	13.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	19 16	13 15	235	27 61	26.0	5 5	1	30 43	1 2	2.3	30 1	3.3	31	1	3.2	1	平成30年3月31日	1		1	平成30年3月31日
43 444			1							18 a	9	262 129		7.3 19.4	5	3	27 45	3 1 5 1		36 C	0.0			0.0 5.3	1		3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	1	
43 468	氷川町									7	5	115	34	29.6	5	2	31	4 12	2.9	16 0	0.0	17	0	0.0	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日
43 482	芦北町 津奈木町	_ 30	平成32年3月	25	16	241	34	14.1	条例等により設置されている懇談会、会議等	14 25	11 16	197 241		17.3	5	3	39 20	4 10 3 15		25 C	0.0		_	0.0			3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日
43 501	錦町 多良木町									9	9	115 260		20.0 22.7	5	2	23	4 17 3 13		17 2	11.8	18 27	2	11.1	1	平成30年3月31日	1	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日
43 506	湯前町									18	16	192	35	18.2	5 5	3	29	4 13	3.8	19 1	5.3	20	1	5.0			1		1	
	水上村 相良村	-	1	1			1	-		8 10	5 7	119 100		9.2	5 5	3	25 23	5 20 5 2		35 3	8.6	30		6.7 8.3		平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日	3	平成30年3月31日 平成30年3月31日
	五木村 山江村	40	亚武公东	10	10	101		27.0	地ナウンナ笠000名の01-甘ご/空禁入笠	14	11		29	18.6	5	3	20	4 20 5 23	0.0	20 1	5.0 50.0		1	4.8 52.9			1		1	
	球磨村		平成33年3月		13				地方自治法第202条の3に基づく審議会等	7	3	99	5	5.1	5	3	21 25	3 12	2.0	10 8		56	,	5.4	1		1		1	
43 514 43 531	<u>あさぎり町</u> 苓北町	20	平成31年3月	38	27	840	7	7 9.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	35 19	24 11			9.0	5 5	3	42 29	5 11	1.9 3.4	86 4 31 1	4.7 3.2		1 1	4.6 3.1	1		1 3	平成30年3月31日	3	平成30年3月31日

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												
道	区									日標計	设定の対	象であ	る審議会	会等の	地方	白治法(1	第202 条	の3)に基	ŧづく	地方	自治法(領	至180条	の5)にま	甚づく	(再掲)			(再掲)		
坦		区	目	標設定の対象	である	審議会等	の目標	及び現状	値	1 1/4 12	~~~	範囲	Ф ших.	4,, .,				登用状況			員会等					*村防災: €員のみ			村防災会 :長を含む	
府	町	-																							(3	ま貝のの	.,	(五	RC BC	,
県	村	町												$\overline{}$																
		-,	且	目	審	うち	総	うち	女							うち	総	うち	女	審	うち	総	うち	女	総	うち	女	総	うち	女
□	_	村	標値	- 標 年	議会	女を 性含	総委員	女等 性数	性比						議会	女性委員 数	総委員	女等 性数	性比率	議会	女を 性含	委員	女等 性数	性比	総委員	女性委員	性比	総委員	女数 性	性比
1	1	fΉ	-	年 度	会等	委む	負 数	委	率						等	委む	貞 数	委	率	会等	委む	員 数	委	比率	貞 数	委	率	貞 数	委	比率
			(%)	泛	数	員数	奴	委員	(%)	_					数	員数	奴	員	(%)	数	員数	奴	委員	(%)	奴	員	(%)	奴	委員	(%)
۲	۲	名																												
	/						\setminus		\backslash	\setminus		\setminus	\setminus		18	16	740	219	29.6	1	1	4	2	50.0	\backslash	\setminus				
		熊本市													1	1	6	2	33.3	0	0	0	0							
		八代市					\setminus		\setminus			\setminus	\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0							
	\setminus	人吉市					\setminus			\setminus			\setminus		2	2	29	10	34.5	0	0	0								
\angle	Ζ,	荒尾市					\leq		\angle	\leq		\leq	_		0	0	0	0		0	0	0					\angle			\leq
\vee	4	水俣市							\leq						2	2	49		32.7	0	0	0			\sim					$ \langle $
K	/	玉名市	\sim				\leq		\leq	\leq		\leq	\leq		3	2	123	34	27.6	0	0	0			$\overline{}$		\sim	\sim		<
K	\sim	山鹿市 菊池市	$\overline{}$	_											0	0	138	0 34	24.6	0	0	0					\sim	$\overline{}$		\leftarrow
K		ッ ル 巾 宇土市	$\overline{}$	_					$\overline{}$						0	0	0		24.0	0	0	0					$\overline{}$			\prec
1		上天草市		-											0	0	0			0	0	0								$\overline{}$
		宇城市		_											2	2	86		39.5	0	0	0								
17	7						/																							
1/	/	阿蘇市													0	0	0	0		0	0	0	0							
\mathbb{L}	ν,							/	/			_	/																	
\mathbf{F}	4	天草市	$\overline{}$				\sim		\sim	\sim		\sim	\sim		0	0	136	49	36.0	0	0	0					\sim			$\overline{}$
+	\leftarrow	合志市 美里町	$\overline{}$	_			\sim		\sim	\sim		\sim	\sim		0	0	0			0	0	0					\leftarrow	\sim		\leftarrow
1		玉東町		_											0	0	0			0	0	0			$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			$\overline{}$
1		南関町		_											0	0	0			0	0	0								
		長洲町		_											0	0	0	0		0	0	0	0							
	\setminus	和水町					\setminus		\setminus	\setminus		\setminus	\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus	\setminus				
\angle	\leq	大津町					\setminus		\setminus	\setminus		\setminus	\setminus		0	0	0			0	0	0					\setminus			\angle
\angle	Ζ,	菊陽町	\angle		\angle		\angle		\angle	\leq	\angle	\leq	\leq	\angle	0	0	0			0	0	0					\angle			\leq
K	4	南小国町	\leq		\leq		\leq		\leq	\leq	\leq	\leq	\leq	\leq	0	0	0			0	0	0			$\overline{}$		\leq			<
K	4	小国町	$\overline{}$	_					\sim	\sim		\sim	\sim		0	0	0			0	0	0					\sim			$\overline{}$
K	\sim	産山村 高森町	$\overline{}$												0	0	0			0	0	0								\leftarrow
1		高森町 西原村		_											0	0	0	Ŭ		0	0	0			$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$
1		南阿蘇村		_											0	0	0			0	0	0								\hookrightarrow
1		御船町		_											0	0	0			0		0								$\overline{}$
1		嘉島町													3	2	88	31	35.2	0	0	0								$\overline{}$
		益城町													0	0	0	0		0	0	0	0							
\angle	\angle	甲佐町													0	0	0	0		0	0	0								$\overline{}$
\angle	Ζ,	山都町			\angle		\angle		/	\angle		/	/	\angle	0	0	0			0	0	0				/				
K	4	氷川町					\angle								0	0	0			1	1	4								
K	/	芦北町													0	0	0			0	0	0								$\prec \downarrow$
K	/	津奈木町 錦町						\leftarrow							0	0	0			0	0	0								\prec
	/	郵 町													0	0	0	0		0	0	0	0							

都	市	市																					(五根)							
道	区		目	標設定の対象	目標設	定の対		る審議会	会等の				の3)に			自治法(領				(再掲) 市町	「村防災:		(再掲) 市町	村防災金	会議					
府	町	区				範囲			~~~	藤安寺	こおける	登用状?	沅	3	員会等 (こおける	登用状 》	兀		委員のみ			長を含む							
県	村	町	目	_	審	うち		うち	女						審	うち		うち	女	審	うち		うち	女		うち	女	1	うち	女
⊐	٦		標	目標	議	女を	総 委	女等	性						議	女を	総 委	女等	性比	議	女を	総委員	女等	性	総委	女数	性	総委員	女数	性
I.		村	値	年	会等	性含	員	性数	比率						会等	性含	員	性数	比率	会等	性含	員	性数	比率	員	性	比率	員	性	比率
1'			(%)	度	数	委む 員数	数	委員	(%)		/				数	性委員数	数	委員	(%)	数	委む 員数	数	委員	(%)	数	委員	4 (%)	数	委員	(%)
ド	ド	名				7.7.										20.30					,,,,,									
		多良木町													0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\setminus	湯前町	\setminus		\setminus		/		\setminus	\setminus					0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\backslash	水上村			\backslash		/		\setminus						0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\backslash	相良村					$\overline{}$		/	\setminus				/	0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\angle	五木村					\angle								0	0	0	0		0	0	0	0		\setminus					
	\nearrow	山江村					$\overline{}$								0	0	0	0		0	0	0	0							
		球磨村					$\overline{}$								0	0	0	0		0	0	0	0							
		あさぎり町													2	2	85	9	10.6	0	0	0	0	_						
		苓北町			$\overline{}$		$\overline{}$								0	0	0	0		0	0	0	0							

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No3

調査時点コード	1	平成30年4月1日	2	平成30年5月1日	3	その他

都市	市	· 管埋職の												D在職状況											職務上の地位別職員在職状況										調		\neg	
道区府町	区		1		2+	一般行政	Cir Rób				2+	-般行政	- Réd			1 24	5一般行i	Tår Ritts				2+	一般行政国	RAL		Г		うち一般	C. T.F. Rith		1		2+	一般行政聯		查時		
県村		管	うち	,		— 対又1丁以		部	うち	女	部	一邦又1丁以		次うち	女		つ 一放1丁		課	うち	女		一报1丁以		課長	うち	女	課		係	うち	女				点 そ	·	441
		理職総数	管 女理 性 数	女性比率	職総	うち 女理 性職 管数	女性比率(%)	局長相当職	女性数	性 比率 (%)	局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職とは数	女性 比率 (%)	次長相当職	うち 女性数	女 性 比 率 (%)	長相当職	女 性 数	女 性 比率 (%)	課長相当職	うち 女性数	女性比率(%)	長補佐相当職	女性数	女性比率(%)	長補佐相当職	女 性 比 率 (%)	長相当職	女性数	性 比率 (%)	係長相当職	女性	<u>м</u>		. 0	
		1,824	216	11.8	1,425	122	8.6	223	17	7.6	155	10	6.5	222 1	2 5.4	173	5	2.9	1,379	187	13.6	1,097	107	9.8	1,308	286	21.9	1,045 15	6 14.9	3,037	1,088	35.8	2,371	721	30.4			=
43 100	熊本市	474	42	8.9	318	22	6.9	29	5	17.2	22	4	18.2	102	2 2.0	69	0	0.0	343	35	10.2	227	18	7.9	183	40	21.9	105	4 3.8	391	72	18.4	231	34	14.7	1		
43 202		109	7	6.4	100	4	4.0	14	1	7.1		1	7.7	44	2 4.5	43	2	4.7	51	4	7.8	44	1	2.3	228	43	18.9	180 1		79	30	38.0	54	11	20.4	1		
43 203 43 204		46 89	5 18	10.9	39 29	4	10.3	38	0	0.0 7.9	7	0	0.0	11	9.1	8	1	12.5	27 46	4	14.8 28.3	24 21	3	12.5 9.5	70 28	11	15.7 25.0	58 20	9 15.5 5 25.0	0 146	0 69	47.3	0 88	29	33.0	1		-
43 205		65	8	12.3	30	2	6.7	7	0	0.0	4	0	0.0	13	1 7.7	7	0	0.0	45	7	15.6	19	2	10.5	62	17	27.4	38	6 15.8		117	53.9	97		47.4	1		
43 206		57	6	10.5	53	5	9.4	12	1	8.3	12	1	8.3	0)	0	0	0.0	45	5	11.1	41	4	9.8	61	5	8.2	61	5 8.2	129	53	41.1	110		30.9	1		
43 208	山鹿市	98	10	10.2	70	4	5.7	18	3	16.7	7	0	0.0	11	3 27.3	9	1	11.1	69	4	5.8	54	3	5.6	40	17	42.5	29	8 27.6	195	84	43.1	158	59	37.3	1		
43 210	菊池市	78	14	17.9	65	6	9.2	8	1	12.5	8	1	12.5	10	0.0	9	0	0.0	60	13	21.7	48	5	10.4	29	8	27.6	23	4 17.4	65	16	24.6	55	11	20.0	1		
43 211	宇土市	44	8	18.2	39	6	15.4	8	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0	0		36	8	22.2	32	6	18.8	11	5	45.5	9	4 44.4	51	23	45.1	45	19	42.2	3 平	成30年3月	31日
	上天草市	31	2	6.5	30	2	6.7	6		0.0		0	0.0	0	0	0	0		25	2	8.0	24	2	8.3	41	12	29.3	38	9 23.7			20.0	45		20.0	1		
	宇城市	66	9		59	7	11.9 6.9	12	0	0.0		0	0.0	17	5.9	16	1	6.3	37	8	21.6	32	6	18.8	0	0	47.0	0	0 47.0	111		28.8	92		17.4	1		
43 212	阿蘇市	29 140	33	6.9 23.6	29 90	7	7.8	22	0	0.0	14	0	0.0	U)	U	U		24 118	33	8.3 28.0	24 76	7	8.3 9.2	29 86	5	17.2 5.8	29 68	5 17.2 3 4.4	124 437	52 166	41.9 38.0	124 305		41.9 27.2	1		
43 216		40	4	10.0	38	4	10.5	8	2	25.0	8	2	25.0	4	0.0	4	0	0.0	28	2	7.1	26	2	7.7	54	12	22.2	45	8 17.8			45.3	55		45.5	1		
43 348		14	0		14	0	0.0					7							14	0	0.0	14	0	0.0					1	30		30.0	30		30.0	1		
43 364		11	0	0.0	10	0	0.0	0	0		0	0		0)	0	0		11	0	0.0	10	0	0.0	18	7	38.9	14	4 28.6	21	11	52.4	19	10	52.6	1		
43 367		9	0	0.0	9	0	0.0	0	0		0	0		0	ס	0	0		9	0	0.0	9	0	0.0	14	1	7.1	14	1 7.1	31		45.2	31		45.2	1		
43 368		14	1	7.1	14	1	7.1		<u> </u>										14	1	7.1	14	1	7.1	22	5	22.7	22	5 22.7	29		17.2	29		17.2	1		
43 369 43 403	1 十決町	19 37	2		16 37	0	0.0 10.8	0	0		0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	19 30	2	10.5	16 30	0	13.3	11	5 0	45.5 0.0	10	4 40.0			28.0 39.5	25 43		28.0 39.5	1		
43 404	英陽町	28	1	3.6	27	1	3.7	7	0			0	0.0		0.0	3	0	0.0	18	1	5.6	18	1	5.6	9	3	33.3	7	2 28.6	41		17.1	38			1		
	南小国町	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	8	1	12.5	11	3	27.3	9	1 11.1	10		10.0	8			3 平	成30年3月	31日
43 424	小国町	12	2	16.7	11	2	18.2												12	2	16.7	11	2	18.2	9	2	22.2	8	2 25.0	28	9	32.1	21	4	19.0	1		
	産山村	8	0		0	0		1	0	0.0									7	0	0.0				4	1	25.0	4	1 25.0		3	33.3	9		_	2		
43 428		11	0		11	0	0.0								ļ				11		0.0	11		0.0	12	3	25.0	11 :	2 18.2	22		9.1	22		0.1	1		
43 432	西原村 南阿蘇村	16 23	2 5	12.5 21.7	16 23	2	12.5	15	1	6.7	15	1	6.7		-				1	1	100.0	1		100.0	F0	10	07.6	F0 1	07.0	15 17		26.7	15		26.7 35.3	1		
43 441	御船町	15	3	20.0	15	3	21.7		-		\vdash				1				23 15	3	21.7	23 15		21.7	58 4	16	27.6 25.0	58 1	6 27.6 1 25.0			35.3 56.6	17 46		50.0	1		-
	嘉島町	18	0	0.0	18	0	0.0								1				18	0	0.0	18	0	0.0	1		20.0		25.0	32		46.9	32		46.9	1		-
43 443	益城町	23	2	8.7	21	2	9.5	0	0		0	0		0)	0	0		23	2	8.7	21	2	9.5	61	24	39.3	37	7 18.9	119	49	41.2	87		29.9	1		
	甲佐町	19	1	5.3	19	1	5.3	0	0		0	0		0		0	0		19	1	5.3	19	1	5.3	14	5	35.7	14	5 35.7	50		38.0	50		38.0	1		
	山都町	19	3	15.8	16	2	12.5	0	0		0	0		0)	0	0		19	3	15.8	16	2	12.5	0	0		0	0	48		35.4	43		34.9	1		
43 468 43 482		17 17	4 0	23.5	17 15	4	23.5	_	_		-			0	1	_	_		17 17	4	23.5	17 15	4	23.5	14 15	0	0.0	14	0.0			35.3 14.6	51 44		00.0	1 3 平	成30年3月	21 🗆
	津奈木町	9	1	11.1	15 9	1	11.1	0	0		٧	U		U	1	0	0		1/	1	11.1	15	1	11.1	15	U	0.0	12	0.0			14.6 28.0	17		23.5	3 <u>平</u>	- 成30年3月) I
	錦町	11	2	18.2	11	2	18.2								1				11	2	18.2	11	2	18.2	1	1	100.0	1	1 100.0	21		14.3	21		14.3	1		-
43 505	多良木町	13	1	7.7	13	1	7.7								1				13	1	7.7	13	1	7.7	7	2	28.6	7	2 28.6	24		25.0	23		26.1	1		\neg
43 506		16	6	37.5	16	6	37.5	0	0		0	0		0)	0	0		16	6	37.5	16	6	37.5	9	4	44.4	9	4 44.4	16	6	37.5	16		37.5	1		
	水上村	7	1	14.3	7	1	14.3				oxdot				1				7	1	14.3	7	1	14.3	8	1	12.5	8	1 12.5	3	1	33.3	3			3 平	成30年3月	31日
	相良村	8	2	25.0	8	2	25.0		-		\vdash				1	-	\vdash		8	2	25.0	8	2	25.0	7	4	57.1	7	4 57.1	28		39.3	28		39.3	1		—
43 511 43 512		9	0	11.1	9	<u> </u>	11.1	0	n		0	n		0		n	n		9	1	11.1	9	0	11.1	14	5	50.0 35.7	11	1 50.0 3 27.3	14	2	14.3 50.0	14		14.3 50.0	1		
43 512		10	2	20.0	10	2	20.0	-	-		- 1	-			1	-	0		10	2	20.0	10	2	20.0	5	0	0.0	5	0 0.0	20	4	20.0	20		20.0	1		$\overline{}$
43 514		15	1	6.7	15	1	6.7	0	0		0	0		0	0	0	0		15	1	6.7	15	1	6.7	19	3	15.8	19	3 15.8	72		44.4	72		44.4	1		\neg
43 531	苓北町	12	0	0.0	12	0	0.0												12	0	0.0	12	0	0.0	16	2	12.5	16	12.5	32	- 11	34.4	32	11	34.4	1		

調査票4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点コード 1 平成30年4月1日 2 平成30年5月1日 3 その他						
	1	平成30年4月1日	2	平成30年5月1日	3	その他

都市	市		1		市区町	村議	φ 0	# B	o i	ā ∀	支 揺	体;	制に関する調査				調	
道区		/			= -,	13 000	2 0	DE 74	• ,	-	~ 14		vy 1 − 100 / 0/ 100 ±5.				杏	
府町県村	区町		問1 閲2 講員の出産を欠廃事由として <u>間1で1を</u> 明記した規定(産休を含む)が「欠廃事由として あるか、1~3のいずれかー つを選択してください。 のうちいずれか ださい。	選択した場合 て明記した規定」 いましたか。1~2	得することが可能な 休業期間は、次のう ちどれに当てはまりまって	で1を選択した場合、休暇の期間 D報酬につい	ういて1~3 1. 明記 2. 明記	3のうちいずれ した規定があ した規定はな 上認めている	いかーつに る いが、			下の事由に	脚5 日間4 で、1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入		間7 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されていますか。		時点	その他
1 1	村名	議会名	1. 朝記した規定がある 2. 朝記した規定はないが、 連用上認めている 3. その他	以降	1. 労働基準法65条 1 の産前産後の就業制 2 限の期間よりも短い。3 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上であ る。 3. 期間の定めはない。	2. なし	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他	3	修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行ってい る。 3. 男女共同参画に関する研	2. 保育に必要な場所の設置 または提供がされている。(踏 時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	いる。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設 置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	т П	
		1の合計	36	8	0	0	1	1	2	2	2	0		0	0	0		
\mathcal{N}	_	2の合計	2	28	0	33	19	19	19	19	21	10		0	1	3		
		3の合計	7		36	3	25	25	24	24	22	35		0	0	1		
		4の合計							_			_		45	44	41		
	熊本市	熊本市議会	1	1	3	2	1	2	1	1	1	3	(参集)第1条第2項 議員は、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助 その他事故のため召集に応ずることができないときは又は会議に出席できないときは、 欠席届(様式第1号)により、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。	4	4	4	1	
43 202		八代市議会		2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 203	人吉市	人吉市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 204		荒尾市議会		2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 205 43 206		水俣市議会		2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
43 208		玉名市議会 山鹿市議会	· ·	1	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	2	1	
	菊池市	菊池市議会		2	3	2	2	1	1	1	1	3	(欠席の届出) 第2条 議員は、疾病、看護、介護、出産、育児、災害その他やむを得ない理由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	4	4	4	1	
43 211		宇土市議会		2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	2	
	上天草市 宇城市	上天草市議会本会議	2				2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 213		宇城市議会 阿蘇市議会		2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	2	
43 215		天草市議会		2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 216	合志市	合志市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 348		美里町議会	' '	1	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 364		玉東町議会	3	_			3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 367 43 368		南関町議会 長洲町議会	1 3	2	3	2	3	2	3	2	2	3		4	4	4	1 1	
43 369		和水町議会		1	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	2	1	
43 403		大津町議会		2	3	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 404		菊陽町議会	'	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	南小国町	南小国町議会		2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 424 43 425		小国町議会 産山村議会	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4 4	4	2	
43 425		在山村織芸 熊本県高森町議会		2	3	2	2	2	2	2	3	3		4	4	4	1	
43 432		西原村議会		2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 433	南阿蘇村	南阿蘇村議会	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 441		御船町定例議会	3				3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 442		嘉島町議会		2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 443 43 444		益城町議会	'	1	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 444		甲佐町議会 山都町議会	3	1	3	2	3	3	2	3	3	3		4	4	4	1	
43 44/	tri Albail	四州門武太	· ' -	<u> </u>	٠	- 4	1 4	۷.						-	-	, ,		

都市道区府町	区区		あるか。1~3のいずれかー	間2 同1.で、1.を選択した場合 「欠席事由として明記した規定」 はいつ制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく ださい。	得することが可能な 合、 休業期間は、次のう の報 ちどれに当てはまりま て、	(2). 問1. を選択した場 休暇の期間 弱酬につい	問4 仕事と生活 ついて1~(1. 明記 2. 明記	の調和の勧 3のうちいす した規定が した規定は 上た規定は	現点からのク 『れか一つに 「ある ないが、	ア席事由につ	いて、以下		に 関 す る 調 査 問5 問4 で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。※別添の場合は、(別添)と記入	向け研修(セクシュアル・ハラ	保育施設等が議会に設置ま	間8 議員の利用することのできる 投乳室等が議会に設置また は提供されていますか。	調査時	
県 コ ー ド	村	議会名	明記した規定がある 明記した規定はないが、 連用上記めている その他	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 1. 労働基準法65条 2. 介 の産前産後の就業制 2. 介 限の期間よりも短い。3. 3. 2. 労働基準法65条 の産前産後の就業制 限の期間以上であ る。 3. 期間の定めはない。	あり なし	配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研	は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(原語のも含む) 3. 設置または提供する予定	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	点 コード	そ の 他
43 46	氷川町	氷川町議会	3				3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 48	芦北町	芦北町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 48	津奈木町	津奈木町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	3	2	
43 50	錦町	錦町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 50	多良木町	多良木町議会	2				3	3	3	3	3	3		4	2	2	1	
43 50	湯前町	湯前町議会	1	1	3	3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
43 50	水上村	水上村議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 51	相良村	相良村議会	3				2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 51	五木村	五木村議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 51	山江村	山江村議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
43 51	球磨村	球磨村議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
43 51	あさぎり町	あさぎり町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
43 53	苓北町	苓北町議会	1	2	3	2	3	3	2	2	2	3		4	4	4	1	